

令和3年12月27日

東京航空局

羽田空港 Wings of Life 格納庫に係る行政事件訴訟について

羽田空港内の株式会社 Wings of Life 格納庫をめぐる行政事件訴訟について、令和3年12月23日、国の勝訴が確定いたしました。

(1) 行政事件訴訟の概要

本行政事件訴訟は、羽田空港内の格納庫を管理・運営していた株式会社 Wings of Life（以下、「WOL社」という。）に対し、適切な管理を実施しない上に国有財産（土地）使用料も滞納したこと等から、国が平成28年3月に国有財産使用不許可処分、構内営業不承認処分等を行ったところ、同年9月、同社がこれを不服として処分の取消し等を求めていたものです。

(2) 平成28年3月に国が不許可・不承認の処分を行った理由

- ・ 営業開始当初から4年連続の赤字で黒字達成の見込みがないこと
- ・ 5年連続で国有財産使用料の滞納があったこと
- ・ 格納庫に無断で根抵当権を設定したこと
- ・ 当初申請時に提出された銀行の預金残高証明書が偽造文書であったこと

(3) 行政事件訴訟の経過

平成28年3月30日

WOL社に対して、国が平成28年度分の国有財産使用不許可処分、構内営業不承認処分等を実施。

平成28年9月28日

WOL社が国に対し、不許可等処分の取消し等を求める行政事件訴訟を提起。

平成28年9月29日

WOL社が国有財産使用許可、構内営業承認を求め仮処分の申立て。

平成29年11月17日

仮処分申立てについて、最高裁判所が申立却下に対するWOL社の抗告を棄却。

令和2年12月10日

行政事件訴訟について、東京地方裁判所が訴えを棄却（一部却下）（第一審判決）。

令和2年12月24日

第一審判決を不服とし、WOL社が控訴。

令和3年6月9日

東京高等裁判所が控訴を棄却（控訴審判決）。

令和3年6月24日

控訴審判決を不服とし、WOL社が上告。

令和3年12月23日

最高裁判所が上告を棄却。

(4) 今後の対応について

使用権原なく占有されている格納庫敷地について、速やかな原状回復及び返還を実現するため、関係省庁と連携しつつ、民事訴訟により解決を図ることとしております（詳細については添付のとおり）。

問合せ先：国土交通省 東京航空局 空港部 管理課 電話：03-5275-9317 FAX：03-3221-3687
--

株式会社Wings of Life（石川県金沢市）（以下「WOL社」）

・格納庫取得日：H24.4.13

羽田空港格納庫合同会社（東京都渋谷区）（以下「合同会社」）

・所有権移転登記日：H30.5.22（国の承認を受けず、WOL社との間で売買契約を締結）



民事訴訟に至った経緯

羽田空港旧整備場地区に位置する航空機用の大型格納庫（以下、「本件格納庫」という。）の敷地及び本件格納庫に係る営業について、WOL社が適切な管理を実施しない上に国有財産（土地）使用料も滞納したこと等から、国は、平成28年3月に国有財産使用の不許可処分、構内営業の不承認処分等を行い、敷地の原状回復と返還を求めてきましたが、国の承認を受けずにWOL社から合同会社へ本件格納庫の所有権移転登記がなされた上、現在に至るまで原状回復と返還がなされておられません。

国としては、速やかな敷地の原状回復と返還、不法占拠に伴う損害金の支払請求のため、順次、民事訴訟において解決を図ることとしており、WOL社に対する損害賠償請求訴訟及び建物収去土地明渡請求訴訟と、本件格納庫の登記名義をWOL社に戻すための合同会社に対する所有権移転登記抹消登記請求訴訟を提起しております。

- ① WOL社に対する損害賠償請求（R3.4.2提訴）
- ② 合同会社に対する処分禁止の仮処分申請（R3.5.21申立て）→R3.7.5 仮処分決定、R3.7.6付け登記
- ③ WOL社に対する建物収去土地明渡請求 及び 合同会社に対する所有権移転登記抹消登記請求（R3.11.10提訴）

国有財産の不許可処分等の理由と行政事件訴訟

国は、平成28年3月30日、以下の理由により国有財産使用不許可処分、構内営業不承認処分を行いました。

これに対し、同年9月28日、WOL社は、処分取消等を求めて行政事件訴訟を提起しており、第一審（R2.12.10）、控訴審（R3.6.9）いずれもWOL社の訴えを退け、国の勝訴とする判決が言い渡され、WOL社の上告に対する最高裁判所の上告棄却決定(R3.12.23)により、国の勝訴が確定いたしました。

【不許可・不承認の理由】

- ① 営業開始当初から4年連続の赤字で黒字達成の見込みがない
- ② 敷地の使用開始当初から5年連続で使用料の支払いが遅延
- ③ 格納庫に無断で根抵当権を設定（空港管理規則違反）
- ④ 当初申請時に提出された銀行の預金残高証明書が偽造文書であったことが判明